

総務常任委員会

平成28年12月15日（木曜日）

総務常任委員会

平成28年12月15日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 4 号 旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長	伊藤保	副委員長	米本弥一郎
委員	平野忠作	委員	島田和雄
委員	太田将範	委員	有田恵子
委員	高橋秀典		

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（25名）

副市長	加瀬 寿一	秘書広報課長	飯島 茂
行政改革 推進課長	浪川 昭	総務課長	加瀬 正彦
企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
会計管理者	島田 知子	消防長	品村 順一
監査委員 局長	高安 一範	その他担当員	14名

事務局職員出席者

事務局長	阿曾 博通	事務局次長	花澤 義広
副主幹	榎澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

だんだん暮れも押し迫ってきました。気ぜわな中がございますけれども、きょう、寒さが一段と厳しいところでございます。お体のほう十分に気をつけていただきたいと思います。

では、ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出がありました。これを許可いたしますので、ご了承をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時 2分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で9議案でございます。

内訳でございますが、予算関係が1議案、議案第1号の平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項でございます。

あと全て条例関係、一部改正議案でございますが、条例関係が8議案でございます。

議案第4号の旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号の旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号の旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号の旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号の旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号の旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号の旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これで9議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁できるよう努めてまいります。何とぞ全議案、可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市一般職の職員の給与に関する条

例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての9議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（伊藤憲治）** 議案第1号につきましては、本会議でご説明したとおりでありまして、財政課からさらに補足して説明するものはございませんので、そのほかの内容につきまして担当課から説明いたします。

○**委員長（伊藤 保）** 総務課長。

○**総務課長（加瀬正彦）** それでは、総務課から人件費につきまして補足説明申し上げます。

補正予算書の23ページをお願いいたします。

給与費の明細書になります。

今回の補正でございますが、人事院、それから千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について補正を行うものでございます。

初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改正に併せまして期末手当の支給率を改正することによるものでございます。補正後と補正前を比較いたしますと、期末手当が103万3,000円の増となっております。

続いて、24ページをお願いいたします。一般職の一覧がでございます。

補正後と補正前を比較いたしますと、職員数が3人の減、給料が544万5,000円の減、職員手当等が1,706万9,000円の増で、共済費が1,162万4,000円の減となりまして、合計額での補正はございません。

次の25ページをお願いいたします。給料及び職員手当等の増減額の明細となっております。

給料の増減額マイナス544万5,000円のうち、増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分は、572万3,000円の増であります。これは、人事院勧告に基づき、給料表を平均で0.2%引き上げ改定を行ったことによるものであります。

その他の増減分は、1,116万8,000円の減となります。この内容は、新陳代謝によるもの及び配置換え、昇格等の人事異動により生じた実際の所要額と当初予算計上額との差額について補正を行うものでございまして、あと育児休業や休職の欠員による減額も含んでいるものでございます。

職員手当等の増減分1,706万9,000円のうち、給与改定に伴う増減分は2,633万円の増です。その内訳は、扶養手当の支給額改定による増が239万4,000円です。

続いて、期末手当の191万8,000円の増があります。手当の計算の基礎となる給料月額が給料表改定により増額となることと扶養手当額、これは子に係る手当額の増による影響額であります。

次の勤勉手当の増減分の2,201万8,000円は、人事院勧告に基づき、12月期の勤勉手当を0.8月分から0.1月分引き上げ、0.9月分とすることと、勤勉手当の基礎となる給料月額が給料表改定により増額となることにより影響額を含んだものとなっております。

また、その他の増減分は926万1,000円の減で、これは新陳代謝、異動、育児休業、休職等による減額分です。内訳といたしまして、扶養手当が37万7,000円、期末手当が141万2,000円、勤勉手当が747万2,000円の減となっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第4号、旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

市役所本庁舎となります事務所の位置を現本庁舎の地番、旭市ニの1920番地から、旭文化の杜公園内ニの2132番地とするに当たっては、まず予定敷地内の地番から選定し、分かりやすい番号で個人等が使用していない親番号、また予定敷地内には9筆ほどありますけれども、合筆を想定した場合、他の地番と錯綜しない番号ということから、ニの2132番地は、合筆されず、合筆してもほかに親番号が残ることもないことから選定したものでございます。

なお、議決後は、都市計画変更関連の正式な手続きを進めるとともに、新庁舎建設に向けて、施設整備の方針、それから事業費の概算、敷地の配置などを含む基本計画を策定し、今後の設計業務に生かしていく予定でございます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

太田委員。

○委員（太田將範） 文化の杜公園のことなんですけれども、総務課で調べていただきましたならば、海拔がかなり低いということですね。5.9メートルですか。そのぐらいしかないということですね。

それからもう1点は、震度6前後の地震の確率がどれだけ来るかというデータがあったんですけれども、それもやはり総務で調べていただきましたけれども、文化の杜は80%を超えているということで、一番内容が悪いというふうになっております。ですから、防災の拠点からいきますと、震災後のいろいろな拠点としてはいいかもしれませんが、市役所そのものが被災を受ける可能性があるのではないかと。一番可能性の高い地点だというふうに思われます。

あともう1点は、仁玉川水系なんですけれども、非常に低いですね、やはり。それともう一つは、旭市域のかなり大きな部分の排水を担っております。あの文化の杜のあたりが一番水がたまりやすい所ではないのかというふうに考えられます。こうなると、水害という可能性もありますので、この辺十分な検討がされているのかどうか質問いたします。

○委員長（伊藤 保） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 海拔5.9メートル、これは旭市の地形図の標高点から調べた結果、そのとおりだと思います。現本庁舎が6.6メートルであります。消防署の隣接地、ここは5.8メートルということで、実際には4か所のうち2番目に低い所でございます。

あと、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率ということで、これは、国立研究開発法人の防災科学技術研究所が提供している地震ハザードステーションサイトによるものだと思います。ここで調べたんだと思います。ただ、これは、地区によって全部パーセンテージが一応示されてはいるんですけれども、平地と台地の境目あたりが一番高い。多古町あたりだと90%を超えているという状況があります。これは、あくまでも揺れやすさということになります。ちなみに現本庁舎は、地区ごとに算定されますので、66.8%から83%で、旭文化の杜公園が66.8%から83.1%と、ほぼ全く同じ状況であります。

それと、旧海上中学校の跡地も、ちなみに教えいたしますと、67.7%から68%程度というようになって、消防本部の隣接地はやはり83.4%という数値が出ているということであり

この辺、実際には揺れやすさということで、それに対する対策を十分立てていくことが必要だということで、その辺は、免震になるのか、耐震になるのか、制震になるのかという、その方向はきちんと設計の中で考えていくものであると思います。

それと、仁玉水系が低いということでありました。確かに仁玉水系、これは消防署の隣からずっと流れてくる所、ほぼ同じような高さになっております。ただ、津波被害についても、10メートルの津波が来た場合でも浸水しないということが県のほうからも示されている所でありまして、水害についてもそれほど、当然うまく流れるような形で排水はとっていくということになります。実際には、文化の杜、一部水をためる所、実はその少し南側というんですかね、西側になるのか、南西側というか、少し芝生広場の低い所がある。あそこはまさしく水をためておく所ということになるんだと思います。そういった一時貯留の形はできているということになります。その辺も当然計画の中ではしっかりと書き込んでいく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 太田委員。

○委員（太田将範） 震災のあった時に、文化の杜公園のトイレ、建設中だったと思うんですけども、その辺の被害はどうだったんでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） トイレ、確かに建設中でありました。あそこについては若干建物の傾きが見られたということであります。

○委員長（伊藤 保） 太田委員。

○委員（太田将範） 4か所のうち、一番といいますか、あまり建設予定地としては、震災を受けやすいというように私は思うんです。ですから、適地とはちょっと考えられないのではないかと思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

有田委員。

○委員（有田恵子） 本会議でも質問を一般質問の中でさせていただきましたけれども、仮に文化の杜が決まったとした場合という仮定の話でいきますと、せっかく造った防災公園の1億1,800万円の話が、返さなくてはいけないという。返さなくてもいいという状況を作るに

は、2つの公園、今、現庁舎の建物を壊した後に防災機能を造る、もう一つは矢指の築山で、この2つで補うことができる。だから、結果的に1億1,800万円は返さなくてもいいんだという仮定の話がされました。

それというのは、ここの庁舎は壊さないといけないという、これはもう最初からそうなんですけれども、その後、壊しただけ壊した後、こんな大きな敷地を防災公園にする。これはただではできませんよね。その費用というのは、やっぱり出さないといけないと思います。それはどうなっておりますでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 防災公園の機能を補完する、たまたま都市公園の整備ということで、まちづくり交付金で造って、さらに防災機能を持たせたという形にはなっています。たまたま今回、当初から事業予定していた矢指地区の築山公園、ここの所を都市計画決定して、防災の機能を補うということで進めれば、それは補助金を返さなくて済む方向にいくんだということになって、これが協議の場にのったことが大きかったということは、前にもる説明してきたとおりであります。

ここの庁舎につきましては、場所がどこであっても必ず壊さなければいけない。壊して、整地までする必要がある。その部分の費用は、どこであっても同じであります。ただ、その上に例えば芝生を張るのかという、その辺の扱いだと思います。

ですので、そのところは、これまでも説明してきたように、最小限の費用の中でできれば進めるということで、その事業についても、庁舎ができ上がった後、少なくとも平成33年、34年、35年ぐらいのスパンの中で平らにしていくんだらうと、そのように考えています。その部分の費用は若干はかかる、例えば芝生を張る費用だとか、それは例えばどこに求めても、そういうものは必要になってくると思います。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） ここの庁舎は古いですから、壊すのは、それは最初から分かっています。いずれにしても。けれども、ここは、防災機能は全然いらなくて、ただ芝生さえあればいいという、全くそれでいいんですか。けれども、それでもやっぱり費用はかかるわけですよね。細かい話ですけども、安く上げますとか、そういう問題じゃないんです。やっぱり2本つてすごくかかりますよ。ちゃんと矢指と2つ出すんだということであれば、安く上げる、そういう言い方というのはやっぱりおかしいと思いますよ。なぜちゃんとそういう費用を出さ

ないんですか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） こちらも、確かに防災の機能を持たせるかどうかという話は、一部後ろの建物がまだ使えるということで、防災倉庫に転用したらどうかという話が出ています。そうすると、ここの公園でも防災機能を持たせることができる。ただ、整備の必要性は確かにあります。芝生を張るにしても、有田委員がおっしゃるように、多少のお金はかかります。ですけれども、細かな整備費用自体は、ここをどういう形にしていくのかという図面も明確なものをまだ作っていませんので、費用自体も明確でない。若干の費用がかかるのは、ないとは申し上げません。あります。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） その1億1,800万円はもう返さなくてもいいという話で、あとはほとんどお金をかけないんだと。矢指で流用して、ここではただ普通のものを造って、更地をちょっとよくするぐらいなことなんですけれども、結果的に言ってしまうと、文化の杜で造った防災機能の公園、2つ造ってしまうということになるんですよ。1つを潰してしまうというね、機能を。その上に建ててしまうわけですから。2つ造る。こんな無駄な話を、返さなくてもいいと言うけれども、造ってしまったということに対しては、税金が投入されているわけですよ。それを簡単に話として、片一方で流用するんだというようなことを平気でなぜ言えるのか。人の税金ですよ。人が払った税金ですよ。それに対して、何で簡単に総務課長あたりで、それは返さなくていいから。だけど、投入されて、実際に捨てることになるわけですよ。それに対して、感情論というか、そういうのは私はあまり好きじゃないんですけれども、もったいないとかですよ。人の税金で何してくれるというような感情が私、起こってきますよ。それに対して平気でいられるんですか。この責任どうしてくれるんですかという話になるんですよ。いかがですか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 合併以後に整備した公園7.6ヘクタール、そのうちの1ヘクタール弱というところで、これまで議論を進めてまいりました。そののところについては、これまでも基本構想の中でも取り上げて、基本構想でもパブリックコメント等を実施しながら意見を聞いてきた。さらに、場所の選定についても、きちんと皆さんが意見を出せるように、

パブリックコメントを実施して、やはりあそこが一番いい。確かに税金の無駄という形でいった時には、ベストではないかもしれないけれども、ベターな選択をしたんだということで旭市のほうは捉えておまして、それをよりベストに近づけるためにどのようにしていくのが一番いいのかということで種々議論をして、まず補助金を返さない方向でいけないのかとか、そういったところを国なり県等とるる協議をしてきたということでもあります。

だから、最初から税金を無駄にするんだという、そういう感覚で言っているものではない。大きな世論の中で、そのの所はよりよい場所ではないのか、各比較した中で。そういう形で決まってきたものを、じゃ一番よりよい形で進められるにはどのように持っていったらいいのかということ協賛して、それで税金を返さないことがまず一つ最大の問題として出てくるよねというような、そののところを進めてきたという、そういうことでもあります。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） 税金を返さないように進めてくるよりも、造ってしまったわけですよ。

1億1,800万円かけて造ってしまったんですよ。返さなくていいんじゃないんです。造ってしまったんです。投入されてしまったんですよ。これを捨てることになるんですよ、どぶに。返す、返さないは、市の勝手みたいな言い方になりますけれども、なぜそんな無駄なことを。それだったら、最初から造らないようにしむけたらよかったですよ、その7ヘクタールの中の1ヘクタールを。とめなかったらいけなかったんじゃないですか。

○委員長（伊藤 保） 有田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それは、これまでの手続きの中で候補地として決定した。これは、皆さん、市民にも問いかけながら決まってきたことなんですよ。そこを、あそこはそうだから反対だと言われたときに、当然その意見も聞きますけれども、少なくとも大多数の中で意見もらった中で、あそこが一番いい。候補地として進めるにはどのようになればいいのか。そのところをきちんと事務手続きを進めてきたところでもありますので、その辺はご理解をいただくしかないのかなと、そのように考えております。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） 今でこそ1億1,800万円返さないとか、これは、2年間の協議をして、苦労されて、やっと県も国も返さないで済むような、決定じゃないですよ、という方向性に持ってきたというだけのことで、許可も何もしていませんよ、県も国も。その中で、そういう方向性に持ってきたという、努力してきたんだという報告を受けるだけなんです、我々は。

要するに、パブリックコメントの大半が文化の杜であったとかという、パブリックコメント、何十人か少ない人数で。これも申し上げましたとおり、公平な評価をされていない。最初から1億1,800万円返さないといけないという情報を載せていたら、市民は大反対していますよ。これは今、いろんな議員からいろんなことがばれればれたところ、努力されながら、県とか国と交渉しながら、返さない方向に持ってきたということで、パブリックコメントを出した時には、こんな1億1,800万円の話を詳しく誰も知らなかったですよ。

それを、そういう不公平な情報でもって4つの候補地を挙げたということ自体が、それで肝心な情報はどんと抜いた状態で市民に提供して、どれですかと。それで、執行部サイドのいいように、いいように誘導したという感じしか受け取れないわけです。それで、結果的にこうだと言って、ここがいいんだと言ってから後、1億1,800万円の問題がば一っと湧き上がってきたんですよ。これというのは、やっぱり情報公開として不公平ですよ、こんなの。だから、今の時点で、どうかということ本来、これだけみんな明らかにばれればれた時点で、市民に対して、これ、いかがでしょうか、4つのうち挙げてくださいという。

これもこの前も申し上げましたけれども、産業まつりに行って、私もバスに乗りましたよ。海上の中学校にとまりましたよ。そこでうろうろしましたけれども、私も、とても広い所、いいなと思って。あそこが一番高台なんですよ。こんな5.何メートルとは違いますよ。あれは8メートルぐらいありますよ、高台。水は来ませんよ。排水なんか、排水の悪い、何が悪い。あんなのはお金をかけてやればいいわけです。一番あそこが高台で。バスに乗った人も言っていますよ。このどこが悪いんだろうななんて言っていましたよ。本当に。どこが悪いの。これは候補地の中で一番いいんじゃないかとぐらいに言っていますよ。私は、海上は賛成でも何でもありませんよ。けれども、そういう意見もあるんですよ。

だから、肝心な情報を抜いてパブリックコメントを出して、それで市役所のいいような評価だけを得られる、そういう手法が、私は、反対じゃないんですよ。庁舎建設反対じゃないんですよ。なぜ平等な情報を出さないでやったかというような、そこです。そこを言っているんです。1億1,800万円を返さなくていいじゃなくて、もう造ってしまったんだから、税金が損しているんですよ。税金の部分が。私も納税者の一人ですよ。

交付金の問題は、半分の実力しかないものだから、ここは生活保護みたいなものですよ。半分国からくれているというような市ですよ、ここは。東京都だけですよ。横浜市とか。

しかし、所得税は先に吸い上げられていますよ、市民でも。戻ってきていますよ、交付金は。だから、そういうのは国からくれているものだから、ただだからいいとか、そんなのは

大間違いですよ。税金は税金ですよ。その税金をどぶに捨てるようなことをしながら、そのところを言わずにパブリックコメント、これはないです。これは絶対に駄目です。結果的に、いろんな得点制度でやって、文化の杜が一番高い。それだったら私は賛成なんです。文化の杜が決定的に嫌だと言っているのと違うんですよ。きちっとした情報の中で、得点制度か何かやってやればいいと思っているわけです。そこら辺をいいかげんなことをごまかしながらやらないでくださいということを言いたいわけです。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 何点か誤解されている部分もあるのかなとも思います。

まず、市民会議の中でも、きちんと国庫補助金をいただいて造った公園であること、さらに、ここに仮に決まった場合には国庫補助金の返納がありますよというお話もさせていただいている。そういう中でも、市民会議の中では、ここが一番いいという結論をいただいたということがまずあります。ですので、パブリックコメントの中でも当然、国庫補助金で造りました、補助金返還がありますということも含めてお知らせしています。ただ、場所が正確に決まらないと、補助金の額も確定できないわけですから、幾ら幾ら返しますよというのはなかなか難しいところであると思います。ただ、少なくとも、そこまでの話がある中でもベターな選択として選んでいただいたんだと、そのように感じています。

あと、少なくとも30年、50年使うものの中で、どこにあるのが一番いいのかという、そういう市の中でのいろんなネットワークを見た中での選択だったのではないのかなと、そのように思っています。ですから、私たちはそここのところでどのようにしていくのが一番いいのかというのを事務方として進めてきたわけであります。

海上の所がよいという話もありますけれども、確かに庁舎が建っている所は若干高くなっています。けれども、そこから下はずっと低くなって、田んぼとほぼ同じ高さになっていることもご存じだと思います。ですから、後ろのほうも相当水はけが現実には悪いですし、そのところを改めて買い進めていくのかどうか。そうすると、あそこの公園であっても、やはり税金をかけて造った所なんです。ですから、そここのところが全て一緒になると、どんな土地であっても、市は、例えば一番最初に造ったら、そこは必ず税金をかけています。ですから、そここのところの時期の前後というのは当然あります。ですけれども、そこの中で今回は、東日本大震災の大きな被害を受けて、そこの中で、少なくとも防災の拠点となるべき公園の所にやはり一緒にあったほうがいいのかという、そういう選択をされたんだと思うんですよ。

ですから、私たちが直接的に絶対ここがいいんだと言って、いろんな資料を作ったという、それはありませんので、そこのところは誤解されているので、はっきりと否定しておきたいと思えます。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） 経緯は書類をもらってある程度分かっているつもりです。もう一度お聞きしますよ。ベターとか、いろんな言葉があるんですけども、そんなこと以前の問題なんですよ。1億1,800万円もかけて造ってしまわれたという公園、これを捨てるという感覚。これ、もったいないとか思いませんか。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 1億1,800万円の補助金をかけて造ったという、そこのところなんですけれども、それは用地を購入するのためにかけていますので、そこのところは誤解されないでいただきたいんですよ。用地を購入するとき、用地代にしかあそこは国庫補助金かけていないんですよ。今回の指定場所の所は。それ以外はもともと単費で造っているんです。その単費も税金だと言えはそれとおりになんですけれども、ただ、少なくとも、用地を確保するために当時、国庫補助金で買ったということだけがあったということで、その部分については、どうしても協議せざるを得ないところがあるということで、それが重要なものになっていったということなんです。

ですから、例えばまず、もう何度もお話ししているんですけども、庁舎を選定していくに当たって、できれば、今、合併した中で、市有地も結構あると。そういう中で、使わない公共施設もあるよね。そういう所でまずいけないのかということはある比較検討してきた。やはり新たに用地を求める所は、そんなに望ましくないよねという議論も当然ありました。そういう中で、じゃ、今ある、過去に取得した所も含めて、そういった所でどこが望ましいんだろうということで、それは利便性であったり、いろんなことを考えながら出していくと。それで、4か所なんですけれども、5か所あったと思います。川の前後挟んで、もう1か所出しています。ですから、そっちであれば、多分、国庫補助金かけていないので、しかも合併前に造った所だから、あそこだったらいいとかという話になってしまえば、あそこだってもとは税金をかけて造っている駐車場なんです。

ですけれども、そういったことも、やはり時期の差があっても、そこのところはある程度踏まえていかざるを得ないだろうということで、皆さんがまず決めて、ここが一番いいんだという形になったところから私たちはスタートして、県との協議をしているわけですから、

そのところを全て否定されるような発言というのはどうなのかなというのは現実にあります、正直。

ですから、少なくとも、皆さんも何も分からないで決めたということはないと思うんですよ。将来のこと、それからどこにあるべきなのか、そういったことも含めて意見をいただいているものと考えていますので、そのところに戻してまた議論を始めるということ自体は、事務方としては、やはり今の段階ではできないものであるんだろうと、そのように思っています。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） また戻るような感じなんですけれども、造って、防災機能もでき上がってしまったから、それでいいじゃないかと私は思うんですよ。それはそれで。そうすると、そこにはもう庁舎は建てない。でき上がっている所なんだから、もったいないから、それは生かそうと。生かそうと思う発想しか私なんかには湧いてこないんですけれども。どこでこんな、捨ててもいい、違う所でと、いつなったんですか、こんなこと。

2年前、市長が全員協議会の中で、現庁舎の所がいいというふうに言ったということなんですけれども、いつ、こういうことになってしまったんですかね。ベターな選択とか、分かります。言っている意味は全部分かりますよ。しかし、造ってしまって、でき上がっているものを生かすというような方向性、これしか私なんかには考えられないんですよ。後づけですよ、説明は。後でいろんな説明をやってきた。だけど、でき上がった防災があるなら、それを使ったらいいじゃないですか。庁舎は庁舎で別の所でやるというような形でなぜ持っていかなかったかという。これ、ちょっともともとに戻るんですけれどもね。そこ。2年前は、市長は、ここでいい、この現庁舎でいいなんていう話があるわけだから。何でそこで急に方向転換になったのかということですね。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 2年前の全員協議会で市長がここがいいと言ったという話が今ありました。そのところについては、ちょっと私ども確認できていないんですけれども、現実には、まだその段階でいろいろ候補地があったと思います。その中で、ここも一つの候補地であるような、そういう発言ではなかったのかと、そのようには思っています。

ただ、この場合でも、この前、全員協議会の中でもお話ししたかな、ここは住居地域になっているので、本来、事務所は建てられないんですよ。3,000平米以上の事務所というのは。これはもともと建っているから、都市計画の中では認められている部分であって、

3,000平方メートル以上の事務所を建てるときには、きちんと県と協議して、やっぱりそれも必要なんです。しかも、鉄道の所があって、そこの北側の隣接の関係もある。ですから、ここはここで、早く行くようで意外と地味な手続きがやっぱり必要になっていると。

それとあと、公園なんですけれども、実際にはあそこは救急診療ゾーン、今予定しているのは。それと、避難及び救護ゾーンなんです。逆に、そこには建物があつたほうがよりスムーズに救護者の援助ができるという、そういうことなんです。ですから、その入り口の所にそういったものがあつてもいいのかなということだと。

あくまでもこれは、もともと防災公園で造っていませんから。あくまでも都市公園として整備を進める中で、やはり大きな震災があつた時の避難場所としても当然位置づけなければいけない、広域避難場所になりますよということがあつて、防災機能も持たせたと。しかも、下水道とかも行っているから、それであれば、下水道直結のベンチ等を作れば、スムーズに整備ができるよね、簡単に助けられるよね、そういうことなんです。

ですから、あそこ1か所が防災公園なわけじゃない。全体の中での防災の避難場所を整備した中で、あそこもその1か所になっている。しかも今回は、先ほど申し上げたとおり、救急の診療ゾーンだと。逆に建物があつて、市民ホール等を整備してあげたほうが診療とかにはよりよいですね。新たにテントを立てるとか、そういうことではなくて。ということもあつたという、そういう議論の中で出てきた話ですけれどもね。そういったのもあるということなんです。

○委員長（伊藤 保） 有田委員。

○委員（有田恵子） じゃ、最後の質問にします。

それは、後でいろんな議論が出てきて、ああだこうだと言って足したり引いたり、足したり引いたりじゃなくて、足して、足していったと思うんですけれども、1つ最後、質問しますね。

結局、公園を結果的には2つ造つたということになるんです。結果的にはね。この1つ無駄になったということ。あとのいろんな選択でベターがあつたというような形なんですけれども、その最初の捨てるというところに対して、感覚の問題ですが、もったいないという意識はないですか。全くそれは課長の中にも、ほかの方にも出てこないんですけれども、私たち市民というのは、その感覚がすごく多いんですよ。いろんな説明を受けようが、まずそこが離れないんですよ。

造ってしまったのに、何でそれを活用しないんだ。いろんなことをして、足して、割って、

いろんなことをやって、結果的にそれでいいんだと。いいことないですよ。それに対しての、市民の税金を無駄に使っているということを申し訳ない、義援金も入っているから国民の税金ですよ。そういう感覚はないですか、公務員の方の中には。これ最後にします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） もったいないという感覚はもちろんあります。私も家が商売をやっていますから、収支に関しては非常に敏感です。ただ、まずあそこが候補地に決まった後で、県に一番最初に行ってお話ししたのは、減らすだけで駄目でしょうかという話をしたことはしています。代替公園どうのこうのというよりも。でも、県は、その議論も結構長引いているんですよ。ですから、その中で、ぎりぎりのやりとりをする中で、今の形になって、うまく落ちついてきたということなんですね。

もともと都市公園の面積自体も、市全体として足りなかった部分も現実にあります、若干ですけれども。であれば、そのところも含めてクリアできるのかなと。これは確かに委員おっしゃるように、後づけの理論だといえはそのとおりかもしれませんが、少なくともいろんなことを進めるに当たって、後からついてくる情報は出てくるものだと思うんですよ。そういったものを含めて、市がどのようにやれば有利になれるのかということはずっと議論しながら進めてきたつもりでありますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

私は、まずちょっと交通整理的にお伺いしたいんですけれども、それこそ庁内の会議から始まり、市民会議、パブリックコメント、それから国、県との長きにわたる交渉ということで、そういった時系列の中で起きてきたことというのを俯瞰して見ないと、さまざまな誤解がやはり生じているように、きのうあたりもちょっと市民の方向人かとお話しする機会があったんですけれども、その中で、主だった3つのものがありますので、そこについて、いま一度ここでクリアにしていきたいというのが3つあります。

1つは、今の文化の柱にした場合、都市計画変更と、あと補助金の返還を要するということが公開されていなかったという、これは私は誤解だと思っていますけれども、という誤解。

2点目に、築山に対する誤解です。何かといいますと、最初から代替公園として用意されたものではないというふうに私は認識しています。国、県との交渉の中で、それをそうみな

すというような画期的な判断がされたというふうに私は思っていますけれども、そういった最初から代替公園として築山を造るんだという話になっているという誤解があります。

3点目に、パブリックコメントだけで判断したんでしょうという誤解ですね。

この3点について、私は誤解であると、そういうふうに思っていますけれども、その点を市民の皆様方にも明確にさせていただきたいと思いますが、お願いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 都市計画事業、いわゆる都市計画公園の変更なんですね。都市計画全体の変更ではないということ。それと、補助金の返還が必要だということ。これについては、当然その資料の中で、都市公園で造ったことで、計画が当然変更になること、補助金が返還の必要があることというのはお知らせしてパブリックコメントをとっている。

築山は、平成24年に策定しました復興計画の中に既に盛り込まれていたものであります。これはもともと復興計画の5年間、例えばこれは平成29年までですけれども、そこの中で作っていくんだということで決めていたものであります。たまたま若干の年数の遅れがあつて、今になっているということでありまして、これがうまく代替になり得たということでありまして、

それと、パブリックコメントだけで決めたわけではない。もちろんそうでありまして。その中で市民会議をきちんと組織しまして、市民会議の皆様にも情報を出しながら、やはり同じような議論はしていただきながら、最終的に市民会議の結論として、あそこが候補地としていいんじゃないかという提言をいただいたということになっています。そこを受けて、それから当然議会のほうにも、こういった流れで来ていますということでお話しさせていただいたところであります。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） それでは、恐らくこれで、仮にですけれども、議決を通った場合、これ以降は国、県との手続き的なことが前に進んでいって、基本計画のほうに入っていくということだと思ふんですけれども、ですので、ちょっとこの機に、その位置からはちょっとずれるかもしれませんが、新庁舎のありようということで一般質問のほうでもさせていただきまして、ちょっと二、三お伺いしたいなと思ひます。

やはり、庁舎統合して一つにまとまっていくというのは、いろんな面でよくしていく、改革していく大きな一つのチャンスなのかなというふうに思ひます。その中で、窓口のありようということについても一般質問でさせていただきましてけれども、総合窓口についてとい

うことで、この場でもちょっと1つ伺いたいということ。

もう一つは、総務常任委員会のほうで、沖縄県等々、庁舎を視察してまいりました。それ以外にも、これまでさまざまな新庁舎にお伺いした機会を見てですね、その中で、必要かなと思ったのは、やはり多目的ホール的なものというものは、例えば納税等の繁忙期ですとか、そういったスペースを持っている所は、非常に使い勝手よくやっているなというところを印象として持っています。そういった多目的ホール、市民ホール的ないろんな臨機応変に使えるようなスペースが必要だと思いますが、その点についてどうかということ。

あと、やはり見てきて思ったのは、庁舎が新しくなる場合、今のつくりですから、視界が開けた、広い、見通せるようなつくりになってくるのかなというふうに、壁のない形になってくるのかなと思うんですけども、そうなったときに、二、三見学していて思ったのが、職員の方のためのスペースというのが、物すごい面積をとる必要はないかもしれませんが、非常に使い勝手が悪くなっちゃっているというケースも見ています。そういったことは建設段階でむしろ削られていって、ご飯を食べる所もないという所も。それじゃ、市民の見える所でもって昼食をとというのもどうかというのがありますので、これからのことにはなってくるんですけども、構想の中で庁舎のイメージ、今の時点でお伺いできればと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 平成27年度に市民の皆さんの動線調査、これを実施しています。来庁する方の80%以上が一つの課のみの訪問でございました。そのうち、市民課と税務課が約半数を占めているという状況でありました。

来庁者の多い課を1階に当然集中させて、フロア配置にするという対策を行っていけば、まずそこだけでもうまく連動がとれる。あと、しいて言えば、総合受付であるとか、フロアマネージャーといった者が案内をしていけるような体制がとれば非常によろしいのかなと、そのようには考えているところであります。

それと、多目的ホールの話がありました。利便性を考慮した場所に、多目的な市民ホール的なもの、これもやはり去年の執務環境の中でスペースを考える上で調査しています。その段階では、約400平方メートルの面積確保ができればいいねという、それを盛り込んだ上でスペースを出しているということもあります。当然、臨時の窓口であったりとか、あとは申告の時期とか、そういった時にもうまく使えるような形、例えば中でも区切られるような、

半分ずつ使えるような形にしていくと使い勝手がいいのかなと、そういったことも含めて検討しているという状況でございました。

それと、食堂のスペースの話がありました。これも、若干ではありますけれども、交代で食べられるようなスペースを確保した上で庁舎にしていきたいというのは、全体の面積の中では盛り込んでございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） じゃ、あと1点だけ。

今後のスケジュールの中で、基本計画の策定期間というのが、どうにもちょっと短くて大変だなという印象を受けるんですけども、そのあたりについては、これまで積んできた議論を下敷きにということで短期間でということなんでしょうけれども、基本計画の進め方、ありようについて一つお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに、基本計画の時間、非常に短い期間で進められるということを行っています。当初、これは外注しなければできないんじゃないかという話があって、それで結構な期間をとっていたわけなんですけれども、現実に庁舎の中でうまくアイデアを出し合っていければ、他市町村の事例を踏まえて、でき上がるということで、できれば、今の市の内部で作成することにして、期間を短縮して進められないかということで考えているところであります。このところは、その方向でいけるんじゃないかと、そのように考えています。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） 独自に基本計画をということで、そこで相当期間を詰めてということで、それでも、完成までは4年半ですか、今のスケジュールでいうと、ということだと思んですけども、これはちょっと私見になりますけれども、これにさらに、もし今の場所じゃないとして、用地買収という未確定の要素が入った場合というのは、そうすると、平成37年の合併特例債の期限に私はちょっと間に合わない可能性というのも計算上出てきちゃうんじゃないかなという危惧があるんですけども、その点について見解をお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 仮にその用地買収で農地等がかかっていた場合には、農業関係の協議というのは非常に時間を要するんですね。どうしても1年半ぐらい要してしまうということがありますので、そこから用地買収で、用地ですから全てが賛成していただけるとは限

らないということで、そうすると、結構厳しいスケジュールになってしまうという、間に合うか、間に合わないかというのは、今ここでは申し上げられませんが、非常に厳しいスケジュールになるんだらうと、そのように考えています。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 私も、この議案第4号が出てきた中で、庁舎の場所を移転するというようなことで、地元の会合とか、またお会いした皆さん等にこの内容について説明をしているわけでありまして、意外とお話の中に出てきますのは、もう場所は決まっているんじゃないのかなというようなお話をされる方が多いんですよ。それはどういうことかといいますと、最近になりまして、いろいろと新聞で庁舎があそこに移るといようなことが掲載されまして、もう決まったんだなというようなニュアンスで報道されていますので、そういうふうにいる人が多かったという感じの人が多かったですね。

そうではないんですよと、この12月議会で、特別議決ということで3分の2の議員の皆さんの同意が必要なんですよというように皆さんに説明をしているわけでありまして、その中で、文化の柱に移転するといようなことが示されている中で、それでは海上支所はどうなるんだと、私の地元の話ですけども、海上支所はどうなるのと。要するにそういう機能はなくなってしまうんですかという質問をされたんですけども、それは、機能についてはなくならないと思いますといようなことはお話ししましたが、その辺について、文化の柱に新庁舎ができて、現在外部に配置されている多くの課がありますけれども、その課がここに全部移るわけですけども、その後の3支所の扱い、それから、この現庁舎の周辺にも市の課が配置されておりますけれども、そういう場所の建物の今後の扱い、その辺どのようになるのかお伺いをします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） この件に関しましては、11月22日の全員協議会でも一部説明の中でさせていただきました。その時に、公共施設等総合管理計画が策定されましたということで、市の公共施設については、どうしても削減していく方向にあるんだということもお話をさせていただいたところであります。

まず、支所の扱いですけども、その時にもちょっとお話ししたんですけども、海上支所については、まだまだ耐用年数があるということで、そのところについては、できれば

例えば今借りた庁舎の中で進めているハニカムであるとか、職業相談、それから適応指導教室等、そういったものはそのまま残せるんじゃないか。当然いろんな証明等を出せる機能もそのまま残せるだろうということ、それはうまく活用していけるのかなど。

あと、飯岡支所につきましては、飯岡支所の施設自体が相当古いと。もう四十数年たっていますから、間もなく耐用年数を迎えるということがあって、それであれば、周辺の新しい施設、例えば保健福祉センターであるとかユートピアセンター等出張所的な機能を残しながら、あそこについては取り壊していくのがやむを得ないのかなというお話もさせていただきました。そうすれば、あそこは今、保育所の敷地が若干狭うございますから、その所でうまく活用できるんじゃないか。

あと、干潟支所についても、公民館と支所が近接してあるということで、特に公民館のほうについては、アスベスト等の問題もあって施設もだいぶ老朽化しているということがあれば、逆に干潟支所はまだ耐震があるということでもありますので、そのほうに機能を移転して、施設2か所を1つにしていくということも考えなければいけないだろうと。

あと、周辺の施設については、当然今お話しした中以外ですけれども、例えば第二庁舎、これは昭和44年に建設されています。都市整備課とかが入っている所ですね。ですので、それももう間もなく50年近くなるということで、多分庁舎が仮にこのまま進んで建ち上がるということになったときには、耐用年数を迎えるということになりますので、取り壊していかざるを得ないだろうと。逆に、取り壊した上では、駐車場などに活用できるだろうと。

青年の家、これも実は相当老朽化しています。昭和47年ですか、造られたのは。ですので、耐震性が不足しているという状況もあるようです。特にアスベスト等もまだ未処理で残っている。今、ビニールで漏れないようにしている状況も現実にありますから、そういった所もやはり解体していかざるを得ないんじゃないかということで、例えばあそこで持っていた職業相談とかを海上支所に持っていけないかと、そういうお話をさせていただいたところがあります。当然、第二庁舎に入っていた所は全て新庁舎に入ることになるんだと思います。

あと、健康管理課が入っている第二市民会館という所、あそこは耐震調査をやって、一部耐震がなくて、上のほうの部分を減築して、今、耐震が確保できるようにはなっています。ですので、あそこの取り扱いについてはまだ正式に定まっていませんけれども、今後の中で検討していく。

あと水道、下水道は、どうしても外郭にあったほうが良いというところがあって、そのところはそのままだろうというような状況を考えています。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 支所の扱いについては、二度目の説明ということで、分かりました。

今の説明の中で、都市整備課ですか、その場所ですけれども、第二庁舎というんですか、この場所を古いので取り壊したいというような説明がありましたけれども、取り壊して駐車場にすると思うんですが、だいたい何台くらい車がとめられるのか、面積が分かればお願いします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 第二庁舎の所なんですけれども、おおむね30メートル掛ける40メートルぐらい、約1,200平米あります。道を挟んで逆にもう一つ卓球場があります。そこも市の所になります。うまく、例えば5メートルの2.5メートルで升を作っていくと、通路5メートルぐらい確保していくと、実際には1台25平米必要だと48台しかとまらないんですけれども、実はその5メートルぐらいの通路でいくと、60台ぐらいはとまれるようにレイアウトできるという状況であります。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 今現在、旭市は、職員駐車場を借りている中で、年間1,000万円の賃借料を払っているということでもありますけれども、そういった市の将来の負担といたしますか、これがずっと続くというようなことになると、今現在、健全財政で推移しているわけでもありますけれども、将来税収が不足すると、そういった中で、また負担も減らしていかなければならないというようなことでもありますので、普通に考えれば、現庁舎、間もなく移転するというようなお話なんですけど、ここに庁舎があったときも、周辺に駐車場を確保するというようなことを考えるのは、長い目で見れば、普通の経営者としての考えじゃないかなというふうに私は思いますけれども、1,000万円を出せば、結構な土地の面積が毎年買えるということになるわけでもありますので、もうこの庁舎は移転するということでもありますので、新しい庁舎の周辺にも恐らくそういった確保できる土地があれば、積極的にそれを市で購入して、将来の市の負担を減らしていくということをやっぱり考えていかなければならないのかなというふうに考えています。どうでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 周辺にも市有地は確かにございます。ですけれども、そこは今、ある組織の事務所が建っておりまして、その所については、今後ちょっと協議してみたいなど

思っています。そこが約2,500平米ぐらいありますので、そこがうまく確保できると、相当駐車場の確保が進むなど、そのようには考えています。

あと、新たに土地を求めるのは最終的な手段だと思います。それまで、暫定的に市有地の中で、供用開始しない部分を使うとか、そういうことも考えていくということになると思います。

○委員長（伊藤 保） 議案の審査の途中ではありますが、ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

島田委員。

○委員（島田和雄） 駐車場につきましては、庁舎移転を機に、できるだけ市の負担を減らすというようなことで進めて、土地を確保していただきまして進めていただきたいと思います。

もう一つ、質問したい点があります。それは、先ほどから議論されておりました代替公園でありますけれども、代替公園の話を前に伺っていた時に、1ヘクタール公園を用地として使う場合は、1ヘクタールの代替公園を確保しなさいというようなお話でお伺いしていたわけですが、今回の代替公園の内容を見ますと、一町歩確保する中で、既に築山公園ですか、これが1.1ヘクタールあるということで、これで代替の面積としてはもうオーケーじゃないかなと思うんですけれども、こっちは公園にしなくてもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのような、県あるいは国との検討した内容だったのかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに築山は1.18ヘクタールあります。確かに面積、足りるんじゃないか。足りるんですけれども、どうしても距離が遠かったということと、後からあそこの部分は防災機能を補完するんだという話になったということがあって、やはりどうしても近場である程度の公園面積を確保してほしいという、これは公園緑地課のほうの話があって、

ここも加えてあるということになります。都市公園として整備をしていくのは若干時間がかかりますよという話もしながら進めている状況であるということで、距離的な問題があったということだけであります。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 距離的な問題で、面積はあっても、さらに面積だけの要件ではまずかったということですか、交渉内容が。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 公園法の第16条で、まず隣接する所に必要だと。隣接する所が無理であれば、すぐ近くにと。そのすぐ近くの問題というのがなかなか難しかった。ここは、取りあえず400メートルほど離れておりますけれども、少なくとも補完できるものにはなるんじゃないかということで、ここが第一に考えられて、ここがあったということです。築山については、その後、さらに加えたいという、なかなか距離の面で難しかったんですけれども、まちづくり交付金事業の区域エリアを示しまして、そこの中でどうでしょうかとあって、そこも加えることでほぼ認められたような状況があります。

ですので、議論の流れからいって、ここも一つ造ってくださいよという、そういう議論が現実にはあって、そのところはなかなか、旭市のほうはお願いする立場なので、拒否できないところも現実に正直あります。ただ、いつまでにとというのは、できるだけ早く整備してくださいねという話がありますけれども、実際には相当期間かかりますよという話も現実に行っているところであります。都市公園は、正式に都市公園としてなるには、供用開始しなければなりませんから、そこまでの期間というのは明確に決められたものではないということでもあります。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 県、国との協議の中で、2か所ということで、立場が弱いという中で、こういう形になっているというようなお話でしたけれども、実際にこの案を持ち帰って、市民あるいは議会に提示した中で、やはり同面積ぐらいあればそれでいいんじゃないかという声が強いといたしますか、私の意見なんですけれども、そういったことの中で、できれば新たな税金は使わないというようなことの中で、築山公園だけで何とかならないでしょうかといったような交渉を今後していただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 正式には、都市公園の変更をするのに県の意見がつくかどうかという話なんですね。ここがまず一つ入っていることによって県の意見がつかない、ということはスムーズに都市計画の公園の変更ができるということなんですね。その先の整備については、やはり若干の時間を要するというのは、そういったところも踏まえてと、ここで申し上げていいかどうかというのがありますけれども、実は市のほうは、都市計画公園というの、このほかにもまだ何か所か指定してある。けれども、まだ全然整備されていない所も現実にはあるということも併せてここでは紹介はしますけれども、その部分というの、やはり現時点でなかなかその部分をしないという交渉になるとまた期間を要してしまいますので、その部分はちょっと難しいかなというふうに思います。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） いろいろな委員の皆さんからご意見がございまして、私の意見は、防災都市公園の一部を確かに使わせていただくということで、私はこう思うんです。仮に役所が移転して、その場所に行った場合は、減った分以上の機能がもっと充実してできるんじゃないかと。役所が近い限りね。今までの防災以上の、役所が移転することによって、機能が数段高まる可能性がございます。身近な問題ですからね。近くにいますから。離れているよりね。ですから、その防災公園も、今まで以上にもっと私はアップするなど。

それともう一つは、この旭市の文化ゾーンが確立されるんじゃないかと。県立文化会館、県立図書館、旭市の仮に役所が行った場合。一目見て、誰にも聞かないで、これは文化会館ですよ、図書館ですよ、役所ですよと、こういう条件のいい所は、千葉県探してもどこにもないでしょう。全国でも私は誇れる場所だと思います。みんな、それはどうなのかという、役所、文化会館、図書館、機能は、年を追ってこれは造っているわけですのでね。私のほうは逆にラッキーで、そのある所に行くということは、こんなにいいことはないのかなと思います。

また、銚子連絡道、きのうも文教福祉常任委員会で、匝瑳市の進行状況を見てきました。もう既に296まで用地が買収されて、工事が始まっていました。これですと、順調にいけば、かなり早い年数でこの文化会館を目指して、これはどちらに行くか分かりませんが、行って、やがては飯岡バイパスにつながるというのは、これは確実でございます。そうしますと、匝瑳市、あるいは銚子市のアクセスが一気によくなります。

それで、もう一つは、津波の問題とかとありましたけれども、今、防潮堤をやっています

よね。県のほうで、旭市はだいたい約90%ぐらい今できまして、当時、旭市のほうの防潮堤が4.5メートルでございました。旭市のほうは陸側がやはり低かったんですね。だから、津波の可能性が高かったんですけども、今度、それが補って今6メートルできました。ですから、津波のこれから4キロ近く離れていますので、それは大丈夫かなと思っています。そんな中で、これは、総合的に判断して、私は、千葉県、全国においてもラッキーな場所になると思います。

また、もう一つは、一昨年ですか、大分県佐伯市、長崎県諫早市、今年は名護市、うるま市、みんな合併特例債で全て、やはり老朽化していますので、本庁の新築をみんなやっているんです。ですから、特に地震に対する度合い、この前たしか読売新聞で、9月ごろ出ましたね。千葉県の沖が85%、日本中で一番危ないんだよと。そういう見地からいきましても、熊本の宇土市が潰れちゃいました。大変困っています。

ですから、今、旭市は財政的にも順調に来ていますし、この機会を逃したら、私は一生後悔すると思います。これからやはり30年、50年、60年、我々の判断が間違っていなかったと言われるように、私はやったらいいと思いますし、自信持って私は推薦できます。

以上、ご意見として申し上げます。

○委員長（伊藤 保） 答弁はいいですか。

○委員（平野忠作） ありましたら。賛同のあれでも構いませんけれども、私が全国議長会で回ってきても、これ以上のすばらしい所はございません。

○委員長（伊藤 保） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに今、将来的な話をされて、ご賛同いただいたところであります。非常にありがたいと思います。確かに道路のネットワーク等は、この先多分、今、海岸から津波避難道路へ旭市の所を造っていますけれども、ここも用地買収が今どんどん進んでいると。中央病院の裏の通りまで拡幅できるんだらうと。そうすると、飯岡バイパスからあそこの部分というのは、比較的大きな通りが少し見えてくると。その先であれば、県のほうも考えやすいところがある。逆に、県のほうの考えを、これから調査するわけですけども、誘導していけるようになったほうが市としては利益があるのかなと、そのように考えますので、そういったところも踏まえて進めていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長(加瀬正彦) 本会議でご説明申し上げたとおりでありますので、特にこの場では
ございません。

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長(加瀬正彦) 議案第6号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりで
ございます。補足する部分はありません。

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長(加瀬正彦) 議案第7号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりで
ありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長(加瀬正彦) 議案第8号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりで
あります。よろしくお願いいたします。

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第9号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第10号につきましては、本会議での補足説明のとおりでございます。これに加えての説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第11号につきましても、本会議での補足説明のとおりでございます。これに加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

て、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(伊藤 保) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管は、随時報告をしてください。

市民生活課長。

○市民生活課長(大木廣巳) それでは、市民生活課より、お手元に配付してあります第10次旭市交通安全計画の概要についてご報告いたします。

本計画は、交通安全対策基本法を根拠として、千葉県第10次交通安全計画に基づき、旭

市交通安全対策会議において策定したものです。

それでは、計画書の1ページをお開きください。

本計画策定の趣旨としましては、千葉県が策定する交通安全計画に基づき、5年ごとに計画を策定するため、平成28年度からの第10次計画を新たに策定するものです。

計画の基本理念としては、人命尊重の理念のもと、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して生き生きと暮らせる旭市の実現を目指すとしております。

計画期間は、平成32年度までの5年間となります。

次に、2ページをお開きください。

本計画の道路交通安全の目標としましては、中段の2に記載してあるとおり、24時間死者数を2人以下とするとともに、死傷者数を220人以下とするとしております。

目標を達成するための対策としましては、その下にあります4つの視点と、その下にあります6つの柱を定めてあります。

次に、3ページから5ページまでにつきましては、道路交通事故の現状や推移等を記載してあります。

3ページの中ほどのグラフをご覧ください。

旭市の交通事故は、発生件数、負傷者数とも減少しております。

次に、7ページをご覧ください。

本計画の重点事項として、高齢者の交通安全対策と自転車の安全利用対策の2項目を定めてあります。その取り組みと主な事業を7ページから10ページまでに記載してあります。

次に、11ページをご覧ください。

このページから、先ほど説明しました4つの視点と6つの柱ごとに、11ページからずっと29ページまで具体的に施策の内容が記載してあります。ここでは省略させていただきます。

続いて、最後のほうになりますが、飛びまして、30ページをご覧ください。

ここに、踏切道における交通の安全につきまして記載してあります。これにつきましては、この30ページから31ページまでに、目標と対策について記載してあります。

最後の32ページに、交通安全対策会議の委員の名簿をつけてあります。

今後は、本計画に基づきまして、交通実態に即した交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） では、1点だけ。

発生件数、また死傷者数とも減少ということで、また1点お伺いしたいのは、交通弱者としての高齢者に対する対策ということはどうなっているんですけれども、昨今、高齢者ドライバーによる事故ということがかなり課題として注目される場所ですけれども、一見したところ、この計画の中には、その点に関しては視点が抜けているのかなというふうに拝見します。これについて、市として今どういうお考えでいるのか、この点だけお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 高齢者の事故につきましては、最近、確かに高齢者の、新聞、テレビ等でやっているとおりに、かなり事故が増えていると思います。この計画策定に当たっては、県の計画を基本に作っております、ほぼ県の計画に準じた扱いとしております。重点事項としまして、高齢者の交通安全対策という形でやっておりますので、高齢者の集まる機会に、交通安全教室、その他そういったものを併せてやりますので、ドライバーとして限っているわけではないんですが、全ての高齢者に向けて、そうした啓発や教育をやっていくということで重点事項としておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保